

(表面)

証明書 第号

住 所 又 は 居 所 _____

氏 名 (名 称) _____

上記の者は、所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から [年月日] までの間に上記の者に支払う映画又は演劇の俳優その他の芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金については、その支払者は所得税法第 204 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

令和 年 月 日

税務署長

印

(裏面)

注 意

- 1 この証明書は、映画、演劇の俳優、映画監督、舞台監督、演出家、放送演技者、音楽指揮者、楽士、舞踊家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師の役務の提供に関する報酬又は料金の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- 2 この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく届け出してください。なお、届出の際にはこの証明書を必ず添付してください。
 - (1) 所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しなくなったとき
 - (2) 氏名(名称)又は住所若しくは居所を変更したとき
- 3 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなった旨の通知を受けたときは、この証明書を必ず返還してください。
- 4 この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね 1か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。

前回交付年月日	年 月 日	証明書番号	~
---------	-------	-------	---